

平成21年8月

平成21年上半期の
薬物・銃器情勢

警察庁組織犯罪対策部
薬物銃器対策課

本資料中の犯罪統計の数値は、平成 21 年 7 月 17 日現在の暫定値である。

目 次

第 1 章 薬物情勢

第 1 薬物事犯検挙状況	1
1 薬物事犯検挙人員	1
(1) 薬物事犯別検挙人員	1
(2) 暴力団構成員等の薬物事犯別検挙人員	3
(3) 来日外国人の薬物事犯別検挙人員	3
2 薬物種類別押収量	4
3 薬物密輸入事犯検挙件数及び検挙人員	4
4 薬物種類別密輸入事犯押収量	6
5 主な薬物事犯年齢別検挙人員	6
(1) 覚せい剤事犯	6
(2) 大麻事犯	7
(3) MDMA等合成麻薬事犯	8
6 主な薬物事犯別初犯者率	8
(1) 覚せい剤事犯	8
(2) 大麻事犯	9
(3) MDMA等合成麻薬事犯	9
7 シンナー等有機溶剤事犯の検挙・補導状況	10
第 2 薬物事犯の傾向	11
1 主な薬物事犯別傾向	11
(1) 覚せい剤事犯	11
(2) 大麻事犯	11
2 薬物犯罪組織の動向	12
(1) 暴力団構成員等	12
ア 暴力団構成員等の検挙状況	12
イ 違反態様別検挙状況	13
(2) 来日外国人	14
ア 国籍等別検挙状況	14
イ 来日外国人密輸入・密売組織の検挙状況	15
3 密輸入事犯	16
(1) 仕出地	16
ア 覚せい剤粉末大量押収（1 kg 以上）事例からみた仕出地別押収状況	16
イ 乾燥大麻大量押収（1 kg 以上）事例からみた仕出地別押収状況	16
ウ 大麻樹脂大量押収（1 kg 以上）事例からみた仕出地別押収状況	17
エ MDMA大量押収（1,000 錠以上）事例からみた仕出地別押収状況	17
(2) 密輸入手口	17
(3) 来日外国人に係る密輸入事犯	17
第 3 薬物常用者による犯罪及び薬物に起因する事故	19
1 薬物常用者による犯罪	19
2 薬物に起因する事故	20

事例目次

所持・使用事犯

- 【事例1 - 1】レイブ参加者による大麻等所持事件
- 【事例1 - 2】消防署職員による覚せい剤使用事件
- 【事例1 - 3】暴力団幹部による覚せい剤使用事件
- 【事例1 - 4】暴力団幹部による覚せい剤所持事件
- 【事例1 - 5】暴力団準構成員による覚せい剤使用事件
- 【事例1 - 6】僧侶による覚せい剤使用事件
- 【事例1 - 7】暴力団組員らによる覚せい剤密売事件
- 【事例1 - 8】市役所職員の夫婦による覚せい剤所持事件
- 【事例1 - 9】看護師の男によるケタミン等麻薬所持事件

密売事犯

- 【事例1 - 10】暴力団組織による覚せい剤密売事件
- 【事例1 - 11】派遣社員らによる大麻栽培・密売事件
- 【事例1 - 12】暴力団組員らによる覚せい剤密売事件
- 【事例1 - 13】暴力団幹部らによる覚せい剤密売事件
- 【事例1 - 14】無職の男による覚せい剤密売の麻薬特例法違反事件
- 【事例1 - 15】暴力団幹部らによる覚せい剤密売事件
- 【事例1 - 16】タイ人グループによる覚せい剤密売事件
- 【事例1 - 17】暴力団組員らによる覚せい剤密売事件
- 【事例1 - 18】イラン人密売グループによる覚せい剤等密売事件
- 【事例1 - 19】インターネット利用による向精神薬密売事件
- 【事例1 - 20】暴力団組長らによる覚せい剤密売事件
- 【事例1 - 21】暴力団幹部らによる覚せい剤密売事件

密輸事犯

- 【事例1 - 22】暴力団幹部らによる覚せい剤密輸入事件
- 【事例1 - 23】台湾人らによる覚せい剤密輸入事件
- 【事例1 - 24】中国人らによる船舶利用の覚せい剤密輸入事件
- 【事例1 - 25】大学生らによる覚せい剤密輸入事件
- 【事例1 - 26】フィリピン人の女による覚せい剤密輸入事件
- 【事例1 - 27】カナダ人の男による覚せい剤密輸入事件
- 【事例1 - 28】台湾人の男による覚せい剤密輸入事件
- 【事例1 - 29】メキシコ人の男2人による覚せい剤密輸入事件
- 【事例1 - 30】中国人の男2人による覚せい剤密輸入事件
- 【事例1 - 31】日本人の女による大麻樹脂密輸入事件
- 【事例1 - 32】日本人男女2人による覚せい剤密輸入事件

その他

- 【事例1 - 33】ベトナム人の男らによる大麻栽培事件
- 【事例1 - 34】無職の女による薬物犯罪のあおり・唆し事件
- 【事例1 - 35】自営業の男らによる大麻栽培事件
- 【事例1 - 36】清掃員の男によるマジックマッシュルーム栽培事件
- 【事例1 - 37】インターネットを利用して大麻種子を販売した大麻栽培幫助事件
- 【事例1 - 38】大麻種子の購入者らによる大麻所持事件

第2章 銃器情勢

第1 銃器犯罪情勢	27
1 銃器発砲事件	27
(1) 発生状況	27
(2) 銃種別内訳	28
2 銃器使用事件	29
(1) 銃器使用事件の認知状況	29
(2) 銃器使用事件の検挙状況	29
第2 銃器事犯取締状況	31
1 けん銃等の押収状況	31
(1) けん銃の押収状況	31
(2) 銃種別押収状況	32
(3) 自首減免の対象となったけん銃の押収状況	33
(4) 小銃等の押収状況	33
(5) インターネットを利用して取引されたけん銃の押収状況	33
2 けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況	34
3 武器庫事件の摘発状況	35
4 密輸入事件の摘発状況	35
第3 事例	36

事例目次

発砲事件

- 【事例2-1】トラック運転手によるけん銃使用の殺人未遂事件
- 【事例2-2】道仁会傘下組織組長に対するけん銃使用の殺人未遂事件
- 【事例2-3】解体業者に対するけん銃使用の器物損壊事件
- 【事例2-4】稲川会傘下組織組員に対するけん銃使用の殺人未遂事件
- 【事例2-5】元山口組傘下組織幹部によるけん銃使用の殺人未遂事件
- 【事例2-6】コンビニエンスストアにおけるけん銃使用の強盗事件
- 【事例2-7】元山口組傘下組織幹部らに対するけん銃使用の殺人未遂事件
- 【事例2-8】稲川会傘下組織事務所に対するけん銃発砲事件

けん銃所持事件

- 【事例2-9】稲川会傘下組織幹部らによるけん銃所持事件
- 【事例2-10】山口組傘下組織周辺者によるけん銃所持事件
- 【事例2-11】松葉会傘下組織組長らによるけん銃加重所持事件
- 【事例2-12】住吉会傘下組織によるけん銃加重所持事件
- 【事例2-13】カメラマンによる手製けん銃所持事件
- 【事例2-14】山口組傘下組織周辺者によるけん銃加重所持事件
- 【事例2-15】山口組傘下組織組員によるけん銃所持事件
- 【事例2-16】住吉会傘下組織幹部らによるけん銃加重所持事件

けん銃所持事件

【事例 2 - 17】松葉会傘下組織組員らによるけん銃加重所持事件

【事例 2 - 18】松葉会傘下組織組員によるけん銃加重所持事件

【事例 2 - 19】山口組傘下組織幹部によるけん銃加重所持事件

武器庫事件

【事例 2 - 20】住吉会傘下組織幹部らによるけん銃所持事件

密輸事件

【事例 2 - 21】けん銃マニアによる航空小包郵便を利用した銃身密輸入事件

【事例 2 - 22】元留学生によるけん銃実包密輸入事件

第1章 薬物情勢

平成21年上半期における薬物情勢を概観すると、

- 1 覚せい剤事犯の検挙人員は減少したが、覚せい剤の押収量は増加した。暴力団構成員等の検挙人員も減少したが、依然として検挙人員の過半数を占めるなど覚せい剤事犯への関与の強さがうかがえる。
- 2 大麻事犯の検挙人員は、暴力団構成員等の検挙人員も含め増加した。また、大麻栽培事犯が大幅に増加した。押収量は、乾燥大麻は減少したが、大麻樹脂は増加した。
- 3 来日外国人による薬物事犯の検挙人員は減少した。イラン人の覚せい剤事犯の検挙人員も減少したが、依然としてイラン人の薬物密売への積極的関与がうかがえる。
- 4 薬物全体における密輸入事犯の検挙件数は増加し、特に覚せい剤の密輸事犯が大幅に増加した。大麻の密輸事犯は大幅に減少した。

などが挙げられる。

第1 薬物事犯検挙状況

1 薬物事犯検挙人員

(1) 薬物事犯別検挙人員

薬物事犯の検挙人員は、薬物事犯全体では7,020人（前年同期比 - 597人、- 7.8%）と減少した。内訳については、覚せい剤事犯が5,384人（- 811人、- 13.1%）、MDMA等合成麻薬事犯が52人（- 66人、- 55.9%）と減少したが、大麻事犯は1,446人（+ 254人、+ 21.3%）と増加した。

なお、コカイン事犯は72人、ヘロイン事犯は5人、あへん事犯は7人であった。

表1-1 薬物事犯別検挙件数及び検挙人員

区分		年別	平16	平17	平18	平19	平20	平20	平21
							1～6月	1～6月	
覚せい剤事犯	検挙件数		17,699	19,999	17,226	16,929	15,801	8,958	7,451
	検挙人員		12,220	13,346	11,606	12,009	11,025	6,195	5,384
	うち暴力団構成員等		5,430	6,853	6,076	6,359	5,801	3,255	2,780
	同上比率(%)		44.4	51.3	52.4	53.0	52.6	52.5	51.6
	うち来日外国人		374	412	427	464	412	226	225
	同上比率(%)		3.1	3.1	3.7	3.9	3.7	3.6	4.2
大麻事犯	検挙件数		3,018	2,831	3,252	3,282	3,829	1,681	1,907
	検挙人員		2,209	1,941	2,288	2,271	2,758	1,192	1,446
	うち暴力団構成員等		530	602	736	664	856	374	402
	同上比率(%)		24.0	31.0	32.2	29.2	31.0	31.4	27.8
	うち来日外国人		161	145	135	109	116	58	36
	同上比率(%)		7.3	7.5	5.9	4.8	4.2	4.9	2.5
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数		1,156	1,154	1,133	1,088	1,103	503	374
	うちMDMA等合成麻薬		833	881	817	609	628	294	126
	うちコカイン		161	143	174	235	261	122	122
	うちヘロイン		41	31	42	37	35	13	11
	検挙人員		560	504	519	469	491	222	183
	うち暴力団構成員等		171	174	142	135	119	52	56
	同上比率(%)		30.5	34.5	27.4	28.8	24.2	23.4	30.6
	うち来日外国人		81	47	93	96	92	56	29
	同上比率(%)		14.5	9.3	17.9	20.5	18.7	25.2	15.8
	うちMDMA等合成麻薬		417	403	370	296	281	118	52
	うち暴力団構成員等		138	148	113	102	84	37	14
	同上比率(%)		33.1	36.7	30.5	34.5	29.9	31.4	26.9
	うち来日外国人		48	20	42	45	34	19	4
	同上比率(%)		11.5	5.0	11.4	15.2	12.1	16.1	7.7
	うちコカイン		76	36	72	99	98	52	72
	うち暴力団構成員等		17	11	22	16	18	6	23
	同上比率(%)		22.4	30.6	30.6	16.2	18.4	11.5	31.9
うち来日外国人		24	11	34	30	32	20	17	
同上比率(%)		31.6	30.6	47.2	30.3	32.7	38.5	23.6	
うちヘロイン		13	21	22	13	13	5	5	
うち暴力団構成員等		2	5	1	3	0	0	2	
同上比率(%)		15.4	23.8	4.5	23.1	0.0	0.0	40.0	
うち来日外国人		7	13	16	6	13	5	4	
同上比率(%)		53.8	61.9	72.7	46.2	100.0	100.0	80.0	
あへん事犯	検挙件数		80	31	50	57	19	9	10
	検挙人員		59	12	27	41	14	8	7
	うち暴力団構成員等		0	0	0	1	0	0	0
	同上比率(%)		0.0	0.0	0.0	2.4	0.0	0.0	0.0
	うち来日外国人		8	4	7	14	2	2	4
	同上比率(%)		13.6	33.3	25.9	34.1	14.3	25.0	57.1
合計	検挙件数		21,953	24,015	21,661	21,356	20,752	11,151	9,742
	検挙人員		15,048	15,803	14,440	14,790	14,288	7,617	7,020
	うち暴力団構成員等		6,131	7,629	6,954	7,159	6,776	3,681	3,238
	同上比率(%)		40.7	48.3	48.2	48.4	47.4	48.3	46.1
	うち来日外国人		624	608	662	683	622	342	294
	同上比率(%)		4.1	3.8	4.6	4.6	4.4	4.5	4.2

注1： 検挙人員には、各薬物に係る国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)違反の検挙人員を含む。

注2： MDMAについては、平成16年から統計項目に盛り込まれたものである。

注3： 「暴力団構成員等」とは、暴力団構成員及び準構成員をいう。

(2) 暴力団構成員等の薬物事犯別検挙人員

薬物事犯における暴力団構成員等の検挙人員は、薬物事犯全体では 3,238 人（ - 443 人、 - 12.0% ）と減少した。内訳については、覚せい剤事犯が 2,780 人（ - 475 人、 - 14.6% ）、MDMA 等合成麻薬事犯が 14 人（ - 23 人、 - 62.2% ）と減少したが、大麻事犯が 402 人（ + 28 人、 + 7.5% ）と増加した。

なお、コカイン事犯は 23 人、ヘロイン事犯は 2 人で、あへん事犯の検挙はなかった。

(3) 来日外国人の薬物事犯別検挙人員

薬物事犯における来日外国人の検挙人員は、薬物事犯全体では 294 人（ - 48 人、 - 14.0% ）と減少した。内訳については、覚せい剤事犯が 225 人（ - 1 人、 - 0.4% ）、大麻事犯が 36 人（ - 22 人、 - 37.9% ）、MDMA 等合成麻薬事犯が 4 人（ - 15 人、 - 78.9% ）とそれぞれ減少した。

なお、コカイン事犯は 17 人、ヘロイン事犯及びあへん事犯はそれぞれ 4 人であった。

2 薬物種類別押収量

薬物種類別の押収量は、覚せい剤粉末 262.5kg（前年同期比 + 221.6kg、+ 541.8%）、錠剤型覚せい剤 1,030 錠（+ 935 錠、+ 984.2%）、大麻樹脂は 11.5kg（+ 5.8kg、+ 101.8%）、大麻草が 6,361 本（+ 5,603 本、739.2%）と大幅に増加したが、乾燥大麻は 77.8kg（- 14.4kg、- 15.6%）、MDMA 等合成麻薬は 32,524 錠（- 149,853 錠、- 82.2%）と減少した。

なお、コカインは 0.7kg、ヘロインは 3.4g、あへんは 2.8kg であった。

表1-2 薬物種類別押収量(kg)

種類	年別	平16	平17	平18	平19	平20	平20	平21
							1~6月	1~6月
覚せい剤		406.1	123.3	136.4	340.1	401.3	40.9	262.7
うち粉末		406.1	118.9	126.8	339.3	397.5	40.9	262.5
うち錠剤	(kg)	(61.5g)	4.4	9.6	0.8	3.8	(16.0g)	(173.0g)
	(錠)	366	26,402	56,886	4,914	22,371	95	1,030
乾燥大麻		606.6	643.1	225.8	437.8	375.1	92.2	77.8
大麻樹脂		294.5	230.5	96.7	20.1	33.1	5.7	11.5
大麻草	(本)	3,815	4,287	2,116	1,868	3,907	758	6,361
	(kg)	85.4	85.6	88.4	63.2	203.8	40.3	10.7
合成麻薬		469,126	571,522	186,226	1,233,883	217,172	182,377	32,524
うちMDMA		414,770	510,179	185,773	1,187,434	202,886	169,550	11,470
コカイン		85.4	2.9	9.8	18.5	5.5	3.9	0.7
ヘロイン		(32.6g)	0.1	2.3	1.8	1.0	(1.2g)	(3.4g)
あへん		1.7	1.0	17.2	19.4	6.6	6.2	2.8

注1：合成麻薬の単位は(錠)である。

注2：MDMAは、平成16年から統計項目に盛り込まれたものである。

注3：合成麻薬の押収量は、覚せい剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

注4：錠剤型覚せい剤の押収量は、1錠を0.168gで計算している。

注5：大麻草の押収量(kg)は、本数で捉えられないものを表示している。

3 薬物密輸入事犯検挙件数及び検挙人員

薬物密輸入事犯の検挙件数は 138 件（前年同期比 + 37 件、+ 36.6%）と大幅に増加し、検挙人員も 165 人（+ 58 人、+ 54.2%）と大幅に増加した。薬物事犯別では、覚せい剤事犯が 102 件（+ 79 件、+ 343.5%）、129 人（+ 104 人、+ 416.0%）と大幅に増加したが、大麻事犯が 23 件（- 26 件、- 53.1%）、21 人（- 27 人、- 56.3%）、MDMA 等合成麻薬事犯が 3 件（- 11 件、- 78.6%）、4 人（- 12 人、- 75.0%）と大幅に減少した。

なお、コカイン事犯は 2 件、3 人、ヘロイン事犯は 0 件、2 人、あへん事犯は 1 件、1 人であった。

表1-3 薬物事犯別密輸入検挙件数及び検挙人員

区分	年別	平16	平17	平18	平19	平20	平20	平21
							1~6月	1~6月
覚せい剤事犯	検挙件数	102	27	63	65	77	23	102
	検挙人員	120	40	77	90	97	25	129
	うち暴力団構成員等	21	11	24	16	18	3	26
	同上比率(%)	17.5	27.5	31.2	17.8	18.6	12.0	20.2
	うち来日外国人	54	15	43	39	42	6	67
	同上比率(%)	45.0	37.5	55.8	43.3	43.3	24.0	51.9
大麻事犯	検挙件数	191	142	120	72	80	49	23
	検挙人員	220	148	126	76	85	48	21
	うち暴力団構成員等	21	19	5	4	5	1	3
	同上比率(%)	9.5	12.8	4.0	5.3	5.9	2.1	14.3
	うち来日外国人	67	72	44	34	31	21	4
	同上比率(%)	30.5	48.6	34.9	44.7	36.5	43.8	19.0
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数	57	27	33	57	41	28	12
	うちMDMA等合成麻薬	35	16	12	41	19	14	3
	うちコカイン	17	6	10	8	7	4	2
	うちヘロイン	1	3	3	1	3	1	0
	検挙人員	61	21	35	64	52	32	14
	うち暴力団構成員等	8	2	8	14	9	5	2
	同上比率(%)	13.1	9.5	22.9	21.9	17.3	15.6	14.3
	うち来日外国人	33	7	10	26	23	18	7
	同上比率(%)	54.1	33.3	28.6	40.6	44.2	56.3	50.0
	うちMDMA等合成麻薬	39	12	13	45	27	16	4
	うち暴力団構成員等	7	1	2	14	8	4	1
	同上比率(%)	17.9	8.3	15.4	31.1	29.6	25.0	25.0
	うち来日外国人	21	3	2	13	12	9	1
	同上比率(%)	53.8	25.0	15.4	28.9	44.4	56.3	25.0
	うちコカイン	17	6	13	6	9	6	3
	うち暴力団構成員等	0	1	6	0	0	0	0
	同上比率(%)	0.0	16.7	46.2	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち来日外国人	11	2	5	3	4	3	2
	同上比率(%)	64.7	33.3	38.5	50.0	44.4	50.0	66.7
	うちヘロイン	1	2	2	1	2	1	2
うち暴力団構成員等	1	0	0	0	0	0	0	
同上比率(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
うち来日外国人	0	1	2	1	2	1	2	
同上比率(%)	0.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
あへん事犯	検挙件数	3	2	1	6	1	1	1
	検挙人員	3	1	1	8	2	2	1
	うち暴力団構成員等	0	0	0	0	0	0	0
	同上比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち来日外国人	1	1	1	5	2	2	1
	同上比率(%)	33.3	100.0	100.0	62.5	100.0	100.0	100.0
合計	検挙件数	353	198	217	200	199	101	138
	検挙人員	404	210	239	238	236	107	165
	うち暴力団構成員等	50	32	37	34	32	9	31
	同上比率(%)	12.4	15.2	15.5	14.3	13.6	8.4	18.8
	うち来日外国人	155	95	98	104	98	47	79
	同上比率(%)	38.4	45.2	41.0	43.7	41.5	43.9	47.9

注: 「密輸入」とは、単純密輸入及び営利目的の密輸入をいう。

4 薬物種類別密輸入事犯押収量

薬物密輸入事犯の薬物種類別の押収量は、覚せい剤粉末 170.7kg（前年同期比 +155.7kg、+1,038.0%）、錠剤型覚せい剤 1,002 錠（+992 錠、+9,920.0%）大麻樹脂は 10.6kg（+6.6kg、+165.0%）と増加したが、乾燥大麻は 17.8kg（-34.4kg、-65.9%）、MDMA 等合成麻薬は 31,609 錠（-138,607 錠、-81.4%）と減少した。

なお、コカインは 0.6kg、あへんは 0.7kg であり、ヘロインの押収はなかった。

表1-4 薬物種類別密輸入押収量(kg)

種類	年別	平16	平17	平18	平19	平20	平20	平21
							1~6月	1~6月
覚せい剤		350.0	36.6	116.3	213.9	328.0	15.0	170.9
うち粉末		350.0	32.2	106.8	213.1	324.3	15.0	170.7
うち錠剤	(kg)	-	4.4	9.5	0.8	3.7	(1.7g)	0.2
	(錠)	-	26,329	56,680	4,872	22,271	10	1,002
乾燥大麻		490.7	376.2	113.4	353.6	73.9	52.2	17.8
大麻樹脂		259.6	159.2	54.1	10.3	26.3	4.0	10.6
合成麻薬		361,977	219,453	167,683	1,224,158	201,570	170,216	31,609
うちMDMA		358,505	158,210	167,683	1,179,733	189,768	158,414	10,792
コカイン		79.2	1.2	6.1	16.4	2.5	1.4	0.6
ヘロイン		(12.0g)	(1.7g)	2.2	1.1	1.0	(0.7g)	0.0
あへん		1.1	0.4	14.9	18.9	3.5	3.5	0.7

注1：合成麻薬の単位は(錠)である。

注2：MDMAは、平成16年から統計項目に盛り込まれたものである。

注3：合成麻薬の押収量は、覚せい剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

注4：錠剤型覚せい剤の押収量は、1錠を0.168gで計算している。

5 主な薬物事犯年齢別検挙人員

全薬物事犯の検挙人員を年齢別にみると、20歳未満（以下「少年」という。）の検挙人員は、219人（前年同期比-52人、-19.2%）と減少している。

(1) 覚せい剤事犯

年齢別の検挙人員は、全年齢層で減少しており、年齢別構成比率は前年同期とほぼ同じであった。少年及び20歳代の若年層の検挙人員は約2割（22.7%）を占めており、また、少年の検挙人員のうち、中学生は3人（-2人、-40.0%）、高校生は15人（-5人、-25.0%）といずれも減少した。

表1-5 覚せい剤事犯年齢別検挙人員

区分		年別	平16	平17	平18	平19	平20	平20	平21
							1~6月	1~6月	
覚せい剤事犯	検挙人員		12,220	13,346	11,606	12,009	11,025	6,195	5,384
	50歳以上		1,509	1,675	1,442	1,511	1,472	809	742
	構成比率(%)		12.3	12.6	12.4	12.6	13.4	13.1	13.8
	40~49歳		2,411	2,748	2,524	2,752	2,741	1,503	1,444
	構成比率(%)		19.7	20.6	21.7	22.9	24.9	24.3	26.8
	30~39歳		4,699	4,926	4,462	4,537	4,054	2,293	1,975
	構成比率(%)		38.5	36.9	38.4	37.8	36.8	37.0	36.7
	20~29歳		3,213	3,570	2,889	2,904	2,509	1,438	1,114
	構成比率(%)		26.3	26.7	24.9	24.2	22.8	23.2	20.7
	20歳未満		388	427	289	305	249	152	109
	構成比率(%)		3.2	3.2	2.5	2.5	2.3	2.5	2.0
		うち中学生		7	23	11	4	8	5
	構成比率(%)		0.1	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1
	うち高校生		38	55	44	28	34	20	15
	構成比率(%)		0.3	0.4	0.4	0.2	0.3	0.3	0.3

(2) 大麻事犯

年齢別の検挙人員は、全年齢層で増加又は横ばいであり、特に20歳代と30歳代で全体の8割強(82.1%)を占めた。また、少年及び20歳代の若年層については、検挙人員の6割強(63.2%)を占め、少年の検挙人員のうち、中学生は4人(+3人、+300.0%)と増加し、高校生は18人(±0人)と横ばいであった。

表1-6 大麻事犯年齢別検挙人員

区分		年別	平16	平17	平18	平19	平20	平20	平21
							1~6月	1~6月	
大麻事犯	検挙人員		2,209	1,941	2,288	2,271	2,758	1,192	1,446
	50歳以上		70	49	68	70	82	36	36
	構成比率(%)		3.2	2.5	3.0	3.1	3.0	3.0	2.5
	40~49歳		182	159	186	179	269	97	117
	構成比率(%)		8.2	8.2	8.1	7.9	9.8	8.1	8.1
	30~39歳		455	452	507	452	677	279	379
	構成比率(%)		20.6	23.3	22.2	19.9	24.5	23.4	26.2
	20~29歳		1,281	1,107	1,340	1,391	1,503	674	808
	構成比率(%)		58.0	57.0	58.6	61.3	54.5	56.5	55.9
	20歳未満		221	174	187	179	227	106	106
	構成比率(%)		10.0	9.0	8.2	7.9	8.2	8.9	7.3
		うち中学生		6	5	4	1	2	1
	構成比率(%)		0.3	0.3	0.2	0.0	0.1	0.1	0.3
	うち高校生		37	42	21	28	48	18	18
	構成比率(%)		1.7	2.2	0.9	1.2	1.7	1.5	1.2

(3) MDMA等合成麻薬事犯

年齢別の検挙人員は、全年齢層で減少し、少年及び20歳代の若年層が検挙人員の約5割(48.1%)を占めた。また、少年の検挙人員のうち、中学生、高校生の検挙はなかった。

表1-7 MDMA等合成麻薬事犯年齢別検挙人員

区分		年別	平16	平17	平18	平19	平20	平20	平21
								1~6月	1~6月
MDMA等 合成麻薬事犯	検挙人員		417	403	370	296	281	118	52
	50歳以上		17	10	16	17	9	4	0
	構成比率(%)		4.1	2.5	4.3	5.7	3.2	3.4	0.0
	40~49歳		19	23	30	30	25	7	6
	構成比率(%)		4.6	5.7	8.1	10.1	8.9	5.9	11.5
	30~39歳		72	84	83	63	71	32	21
	構成比率(%)		17.3	20.8	22.4	21.3	25.3	27.1	40.4
	20~29歳		242	223	210	162	151	65	22
	構成比率(%)		58.0	55.3	56.8	54.7	53.7	55.1	42.3
20歳未満		67	63	31	24	25	10	3	
構成比率(%)		16.1	15.6	8.4	8.1	8.9	8.5	5.8	
	うち中学生		1	1	2	2	0	0	0
	構成比率(%)		0.2	0.2	0.5	0.7	0.0	0.0	0.0
	うち高校生		12	12	6	3	5	1	0
	構成比率(%)		2.9	3.0	1.6	1.0	1.8	0.8	0.0

6 主な薬物事犯別初犯者率

全薬物事犯の検挙人員のうち初犯者数は、3,655人(前年同期比-299人、-7.6%)と減少したが、初犯者の割合は52.1%(+0.2ポイント)とわずかに増加した。また、少年の初犯者も188人(-50人、-21.0%)と減少し、初犯者全体に占める割合は5.1%(-0.9ポイント)とわずかに低下した。

(1) 覚せい剤事犯

覚せい剤事犯検挙人員のうち初犯者数は、2,267人(-464人、-17.0%)と減少し、覚せい剤事犯検挙人員に占める初犯者の割合は、42.1%(-2.0ポイント)と低下した。

年齢別では、特に20歳代の検挙人員が704人(-226人、-24.3%)と大幅に減少した。

(2) 大麻事犯

大麻事犯検挙人員のうち初犯者数は、1,228人(+210人、+20.6%)と大幅に増加した。大麻事犯検挙人員に占める初犯者の割合は、84.9%(-0.5ポイント)と依然として高率で推移している。

年齢別では、20歳代の検挙人員(717人)が全体の約6割(58.4%)を占め、少年を加えた若年層では約7割(65.6%)を占めている。

(3) MDMA等合成麻薬事犯

MDMA等合成麻薬事犯検挙人員のうち初犯者数は44人(-63人、-58.9%)と減少し、同検挙人員に占める初犯者の割合についても84.6%(-6.1ポイント)と低下しているが、初犯者率については、大麻事犯同様に高率で推移している。

年齢別では、20歳代の検挙人員(19人)が全体の約4割(43.2%)、30歳代の検挙人員(17人)が約4割(38.6%)を占めている。

表1-8 主な薬物事犯別初犯者率

区分		年別	平16	平17	平18	平19	平20	平20	平21	
							1~6月	1~6月		
覚せい剤事犯	検挙人員		12,220	13,346	11,606	12,009	11,025	6,195	5,384	
	うち初犯者数		5,454	5,995	5,270	5,296	4,837	2,731	2,267	
	構成比率(%)		44.6	44.9	45.4	44.1	43.9	44.1	42.1	
	年齢別	50歳以上		300	313	281	283	304	168	140
		40~49歳		704	775	767	834	807	441	439
		30~39歳		2,041	2,165	2,025	2,002	1,864	1,066	889
		20~29歳		2,070	2,363	1,940	1,903	1,651	930	704
20歳未満			339	379	257	274	211	126	95	
大麻事犯	検挙人員		2,209	1,941	2,288	2,271	2,758	1,192	1,446	
	うち初犯者数		2,001	1,697	1,987	1,969	2,359	1,018	1,228	
	構成比率(%)		90.6	87.4	86.8	86.7	85.5	85.4	84.9	
	年齢別	50歳以上		60	37	43	48	52	23	23
		40~49歳		140	116	128	131	196	71	87
		30~39歳		385	375	411	380	569	231	312
		20~29歳		1,204	1,004	1,225	1,246	1,331	594	717
20歳未満			212	165	180	164	211	99	89	
MDMA等 合成麻薬事犯	検挙人員		417	403	370	296	281	118	52	
	うち初犯者数		382	367	331	251	252	107	44	
	構成比率(%)		91.6	91.1	89.5	84.8	89.7	90.7	84.6	
	年齢別	50歳以上		13	8	12	13	8	4	0
		40~49歳		14	22	24	24	19	3	5
		30~39歳		64	72	75	52	63	29	17
		20~29歳		227	203	190	144	137	61	19
20歳未満			64	62	30	18	25	10	3	

7 シンナー等有機溶剤事犯の検挙・補導状況

シンナー等有機溶剤の吸引等の検挙・補導人員は、706人（前年同期比 - 60人、- 7.8%）で、減少傾向が続いている。

少年の検挙・補導人員も255人（- 40人、- 13.6%）と減少したが、全体の36.1%を占めており、依然として少年による乱用が認められる。

表1-9 シンナー等有機溶剤事犯検挙・補導状況

区分	年別	平16	平17	平18	平19	平20	平20 1～6月	平21 1～6月
検挙・補導件数		3,947	2,770	2,196	1,831	1,420	758	705
検挙・補導人員		4,057	2,783	2,142	1,802	1,428	766	706
	うち少年	2,245	1,394	854	659	479	295	255
	同上比率 (%)	55.3	50.1	39.9	36.6	33.5	38.5	36.1
	うち暴力団構成員等	175	144	168	162	144	73	87
	同上比率 (%)	4.3	5.2	7.8	9.0	10.1	9.5	12.3

第2 薬物事犯の傾向

1 主な薬物事犯別傾向

(1) 覚せい剤事犯

覚せい剤事犯は、検挙件数（7,451件）、検挙人員（5,384人）ともに減少したが、依然として全薬物事犯の検挙件数の76.5%、検挙人員の76.7%を占めており、我が国の薬物問題の中心となっている。

違反態様別にみると、営利犯が377人（前年同期比+123人、+48.4%）と大幅に増加したほか、特に密輸事件129人の増加（+104人、416.0%）が目立った。

覚せい剤の押収量（粉末：262.5kg）が大幅に増加したが、この要因としては、平成21年2月、高知県室戸岬における船舶利用の大量密輸事件の検挙を始め、航空機利用の密輸の検挙件数の大幅な増加が影響している。

末端密売価格は、平成20年第3四半期をピークに、その後値下がり傾向となり、平成21年上半期も引き続きさらに値下がり傾向にあり、全国的にはややバラツキはあるが、10,000円で0.1g前後の取引が多い状況にある。

(2) 大麻事犯

大麻事犯の検挙件数（1,907件）、検挙人員（1,446人）は、いずれも過去最高を記録した平成20年よりも増加傾向で推移しており、また、暴力団構成員等の検挙人員（402人）も増加した。

違反物件別に見ると乾燥大麻が1,476件（前年同期比+180件、+13.9%）、1,114人（+187人、+20.2%）、大麻草が324件（+70件、+27.6%）、247人（+70人、+39.5%）と増加したが、大麻樹脂は63件（-34件、-35.1%）、42人（-15人、-26.3%）と減少した。大麻事犯の検挙状況の特徴としては、初犯者や少年及び20歳代の若年層の検挙人員が多く、21年上半期においても、全大麻事犯のうち、初犯者（1,228人（前年同期比+210人））が占める割合が84.9%（-0.5ポイント）、少年及び20歳代の若年層（914人（+134人））が占める割合が63.2%（-2.2ポイント）となっている。

大学生の検挙人員は、40人（-2人、-4.8%）と減少した。

また、栽培事案の検挙件数及び検挙人員が、それぞれ 127 件（+ 36 件、+ 39.6%）、104 人（+ 30 人、+ 40.5%）と大幅に増加しており、その方法としては、屋内での栽培事案が大半を占め、屋内の居室、押入、ベランダ等比較的狭い範囲での栽培であった。一方で一戸建て住宅や貸しビルなどにおける大がかりな栽培も散見され、大麻草の押収量は、6,361 本（+ 5,603 本、+ 739.2%）と大幅に増加した。

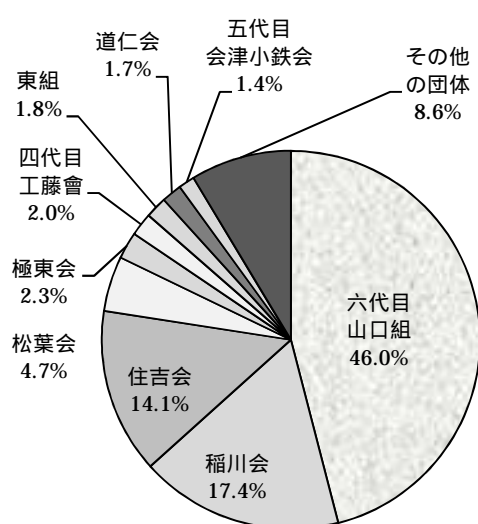
2 薬物犯罪組織の動向

(1) 暴力団構成員等

ア 暴力団構成員等の検挙状況

平成 21 年上半期の全暴力団構成員等の検挙人員は 12,444 人であり、その中で全薬物事犯に係る暴力団構成員等の検挙人員は 3,238 人（26.0%）となっている。特に、覚せい剤事犯の検挙人員は、2,780 人で全暴力団構成員等の検挙人員の 22.3%と最も多く、薬物事犯が暴力団にとって重要な資金源であるものと考えられる。

図 1-1 覚せい剤事犯暴力団構成員等検挙人員構成比



薬物事犯別に暴力団構成員等の検挙人員をみると、覚せい剤事犯では全検挙人員（5,384 人）の 51.6%と過半数を占めている。これらの組織別検挙人員については、山口組、稲川会及び住吉会の暴力団構成員等で 2,153 人（前年同期比 - 509 人、- 19.1%）で、覚せい剤事犯に係る暴力団構成員等検挙人員全体の 77.4%（- 4.4 ポイント）を占めた。

大麻事犯については、暴力団構成員等の検挙人員は 402 人と増加し、全検挙人員（1,446 人）の 27.8%を占めた。MDMA 等合成麻薬事犯についても、暴力団構成員等の検挙人員は 14 人で全検挙人員（52 人）の 26.9%を占めるなど、暴力

団構成員等が幅広く薬物事犯に関与していることがうかがえる。

イ 違反態様別検挙状況

覚せい剤事犯における暴力団構成員等の違反態様別検挙人員をみると、密輸入事犯は26人(+23人、+766.7%)と大幅に増加したが、所持事犯が989人(-205人、-17.2%)、譲渡事犯が136人(-14人、-9.3%)、譲受事犯が25人(-39人、-60.9%)、使用事犯が1,584人(-227人、-12.5%)とそれぞれ減少した。

覚せい剤事犯における暴力団構成員等の営利犯の検挙人員は167人(+35人、+26.5%)で、覚せい剤事犯の営利犯の検挙人員377人(+123人、+48.4%)に占める割合は、44.3%(-7.7ポイント)であった。

営利犯の違反態様別では、密輸事犯が24人(+21人、+700.0%)、所持事犯が104人(+1人、+1.0%)、譲渡事犯が31人(+7人、+29.2%)、譲受事犯が6人(+4人、+200.0%)といずれも増加した。

覚せい剤事犯の検挙人員が減少する中、暴力団構成員等における覚せい剤事犯の営利犯の検挙人員は大幅に増加し、また、営利犯の検挙人員が増加する中で、その半数近くを占めるなど、暴力団が覚せい剤の密売等に深く関与している状況がうかがわれる。

表1-10 覚せい剤事犯の営利犯に係る暴力団構成員等違反態様別検挙人員の推移

区分	年別					平20 1~6月	平21 1~6月
	平16	平17	平18	平19	平20		
総検挙人員	509	479	492	553	544	254	377
うち暴力団構成員等	277	314	285	340	289	132	167
同上比率(%)	54.4	65.6	57.9	61.5	53.1	52.0	44.3
密輸	101	28	73	82	89	23	124
うち暴力団構成員等	17	8	22	15	15	3	24
同上比率(%)	16.8	28.6	30.1	18.3	16.9	13.0	19.4
所持	297	325	274	347	316	171	174
うち暴力団構成員等	200	216	179	241	201	103	104
同上比率(%)	67.3	66.5	65.3	69.5	63.6	60.2	59.8
譲渡	96	109	126	105	125	55	65
うち暴力団構成員等	53	79	77	71	67	24	31
同上比率(%)	55.2	72.5	61.1	67.6	53.6	43.6	47.7
譲受	11	12	18	18	14	5	12
うち暴力団構成員等	5	9	7	13	6	2	6
同上比率(%)	45.5	75.0	38.9	72.2	42.9	40.0	50.0
その他	4	5	1	1	0	0	2
うち暴力団構成員等	2	2	0	0	0	0	2
同上比率(%)	50.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

(2) 来日外国人

ア 国籍等別検挙状況

来日外国人の薬物事犯検挙人員は、294人（-48人、-14.0%）と減少した。そのうち、イラン人が49人（-22人、-31.0%）、ブラジル人が45人（-35人、-43.8%）、フィリピン人が23人（-12人、-34.3%）とそれぞれ大幅に減少した。これら三か国合計の検挙人員は117人（-69人、-37.1%）で、来日外国人による全薬物事犯の検挙人員の39.8%（-14.6ポイント）を占めた。その検挙内容をみると、いずれも覚せい剤、大麻等の多種類の薬物事犯に關与しているものの、主な薬物については、イラン人及びフィリピン人は覚せい剤、ブラジル人は覚せい剤と大麻となっている。

覚せい剤事犯については、これら三か国で来日外国人による覚せい剤事犯の検挙人員の41.3%（-28.2ポイント）を占めており、違反態様別にみると、イラン人は営利犯が大半を占めている（麻薬特例法違反を除く。）のに対し、フィリピン人及びブラジル人については、単純使用事犯及び単純所持事犯が大半を占めている。

その他の国の薬物事犯の検挙人員は、中国人20人（-12人、-37.5%）、タイ人20人（+7人、+53.8%）、台湾人19人（+16人、+533.3%）、カナダ人10人（+2人、+25.0%）となっている。

表1-11 来日外国人による薬物事犯別、国籍等別検挙人員

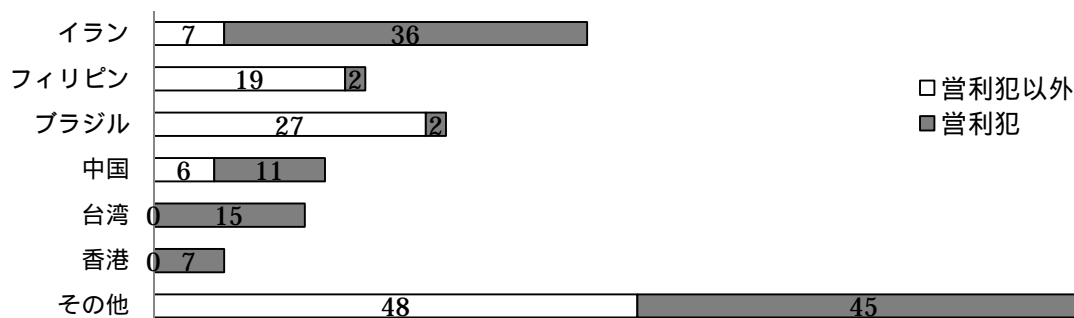
	総数		覚せい剤事犯		大麻事犯		麻薬及び向精神薬事犯							あへん事犯		
	平20 1~6月	平21 1~6月	平20 1~6月	平21 1~6月	平20 1~6月	平21 1~6月	MDMA等 合成麻薬		コカイン		ヘロイン		平20 1~6月	平21 1~6月		
							平20 1~6月	平21 1~6月	平20 1~6月	平21 1~6月	平20 1~6月	平21 1~6月				
計	342	294	226	225	58	36	56	29	19	4	20	17	5	4	2	4
三カ国	186	117	157	93	18	14	9	8		1	3	5		2	2	2
イラン	71	49	61	43	6	1	2	3			1	3			2	2
フィリピン	35	23	32	21	2	2	1									
ブラジル	80	45	64	29	10	11	6	5		1	2	2		2		
韓国	10	12	7	10	1	1	2	1	1	1	1					
中国	32	20	21	17	1	1	10	2	5	1						
中国(台湾)	3	19	2	15	1	2		2								
中国(香港等)	5	7	4	7	1											
タイ	13	20	12	20	1											
ベトナム	5	8	1	4		2	4	2					4	2		
マレーシア	2	4	2	4												
イギリス	5	8		4	3	1	2	3	2			3				
フランス	2		1		1											
オランダ	3	2	1				2	1	1	1						1
アメリカ	17	8	2	1	12	6	3	1	2		1	1				
カナダ	8	10	2	8	3	2	3		1		2					
ペルー	4	5	3	2	1			3				3				
コロンビア	2				1		1				1					
ナイジェリア	5	3		3			5		2		2		1			
その他	40	51	11	37	14	7	15	6	5		10	5				1

イ 来日外国人密輸入・密売組織の検挙状況

イラン人の覚せい剤事犯の検挙人員 43 人（ - 18 人、 - 29.5% ）のうち、営利犯は 36 人（ - 6 人、 - 14.3% ）で、イラン人覚せい事犯検挙人員の 83.7%（ + 14.8 ポイント）を占め、「ボス」を中心とし、客付き携帯電話等を利用して接触場所を指定し、巧妙に役割分担をするなど、組織的な密売を敢行するなど、依然として覚せい剤の密売に深くかかわっていることがうかがえる。

なお、中国、台湾、香港及びその他の営利犯の比率も高くなっているが、これは密輸事犯（運び屋）に絡むものである。

図1-2 主な来日外国人の覚せい剤事犯に係る営利犯検挙人員

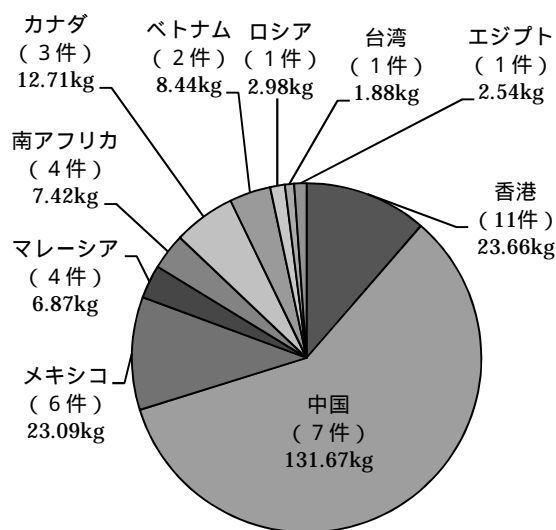


3 密輸入事犯

薬物事犯全体における密輸入事犯の検挙件数は増加し、特に覚せい剤事犯の増加が目立つが、大麻事犯、MDMA等合成麻薬事犯は減少している。

(1) 仕出地

ア 覚せい剤粉末大量押収（1kg以上）事例からみた仕出地別押収状況



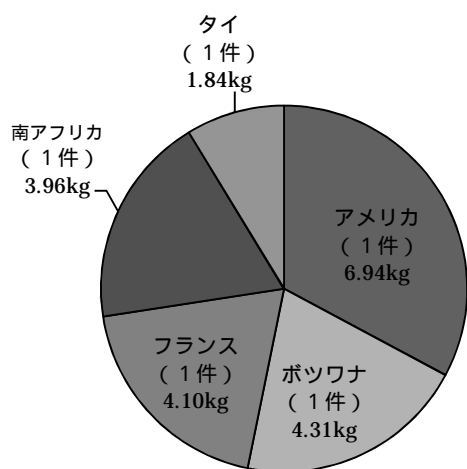
注： グラフは仕出地別の押収量によるものである。

覚せい剤密輸事犯にかかる大量押収

事件（報告分）は40件あり、仕出地では、香港が11件、中国が7件、メキシコが6件、南アフリカ、マレーシアが4件、カナダが3件、ベトナムが2件、ロシア、台湾、エジプトがそれぞれ1件であった。押収量は中国が突出している。

なお、覚せい剤密輸事犯全体（102件）における仕出地は、中国（香港を含む。）が47件と最も多く、次いでマレーシアが10件、南アフリカが9件、メキシコが7件と続いている。

イ 乾燥大麻大量押収（1kg以上）事例からみた仕出地別押収状況



注： グラフは仕出地別の押収量によるものである。

乾燥大麻事犯にかかる大量押収事件

（報告分）は5件あり、タイ、アメリカ、フランス、南アフリカ、ボツワナがそれぞれ1件となっている。

なお、乾燥大麻密輸事犯全体（16件）における仕出地は、アメリカが6件で、次いでフランスが3件、南アフリカ、エチオピアが2件となっている。

ウ 大麻樹脂大量押収（1 kg 以上）事例からみた仕出地別押収状況

大麻樹脂事犯にかかる大量押収事件（報告分）は、タイの1件（4.54kg）であった。

なお、大麻樹脂密輸事犯全体（7件）における仕出地は、タイ、スペイン、インドがそれぞれ2件、オランダが1件となっている。

エ MDMA大量押収（1,000錠以上）事例からみた仕出地別押収状況

MDMA密輸事犯にかかる大量押収（報告分）は、なかった。MDMAの大量密輸事犯の検挙報告は平成20年7月30日の検挙以降はない。

なお、MDMA密輸事犯全体（2件）の仕出地は、南アフリカ、ベルギーがそれぞれ1件であった。

(2) 密輸入手口

密輸入手口は、昨年に引き続き旅行客を装った、いわゆる「運び屋」による航空機利用の手荷物物品隠匿、身体巻き付け等の携帯密輸事犯が主流であり、その他は国際郵便による航空貨物便を利用した小口密輸事犯等であった。

携帯密輸の具体的な隠匿方法は、スーツケース等を二重に細工するものが目立ち、その他、靴底への隠匿や、飲み込みによる体内隠匿などの方法が見られた。また、2月には漁船を利用した覚せい剤大量密輸の手口も見られた。

仕出地については、従来中国や東南アジアのほか、南アフリカやメキシコなど最近になって仕出国となった国からもある程度の件数が摘発されるなど、仕出地の拡散化や、韓国を中心とした第三国を経由して地方空港へ密輸する例も見られた。

(3) 来日外国人に係る密輸事犯

来日外国人の密輸事犯の検挙人員は79人（前年同期比+32人、+68.1%）で、薬物事犯別で見ると、覚せい剤事犯が67人（+61人、+1016.7%）、大麻事犯が4人（-17人、-81.0%）、MDMA等合成麻薬事犯が1人（-8人、-88.9%）、コカイン事犯が2人（-1人、-33.3%）、あへん事犯が1人（-1人、-50.0%）等であり、覚せい剤事犯の検挙人員が大幅に増加したが、

大麻事犯、MDMA等合成麻薬事犯の検挙人員は大幅に減少した。

覚せい剤事犯での検挙人員を国籍等別にみると、台湾人が14人、メキシコ人が10人、中国（香港）人が7人、シンガポール人が6人、カナダ人が5人と多く、その他アジア・ヨーロッパ・アフリカなど様々な国籍のものが認められた。

第3 薬物常用者による犯罪及び薬物に起因する事故

1 薬物常用者による犯罪

平成21年上半期中の薬物常用者（覚せい剤常用者、麻薬常用者、大麻常用者、その他の薬物常用者及び有機溶剤等乱用者をいい、中毒症状にあるか否かを問わない。以下同じ。）による刑法犯及び特別法犯の検挙人員は、刑法犯が438人（前年同期比+17人、+4.0%）と増加し、特別法犯は1,754人（-100人、-5.4%）と減少した。

薬物常用者で、殺人、強盗等の凶悪犯で検挙されたものは34人（±0人）と横ばい、暴行、傷害等の粗暴犯で検挙されたものは96人（+22人、+29.7%）と増加した。

薬物別にみると、覚せい剤常用者については、刑法犯が345人（+45人、+15.0%）と増加したが、特別法犯は1,354人（-169人、-11.1%）と減少した。

表1-12 薬物常用者による刑法犯及び特別法犯検挙人員の推移

罪種等	年別	平16	平17	平18	平19	平20	平20 1~6月	平21 1~6月	
	刑法犯検挙人員		971	1,103	934	770	809	421	438
凶悪犯	凶悪犯	84	90	75	68	68	34	34	
	殺人	16	19	11	19	17	9	4	
	強盗	45	51	53	42	39	18	28	
	放火	5	8	4	2	6	4	1	
	強姦	18	12	7	5	6	3	1	
	粗暴犯	粗暴犯	184	205	172	162	146	74	96
		暴行	24	32	32	22	23	7	14
		傷害	94	102	98	90	80	42	45
		脅迫	8	6	4	9	5	3	9
		恐喝	58	65	36	41	38	22	28
凶器準備集合	0	0	2	0	0	0	0		
窃盗犯	466	526	472	349	404	218	182		
その他	237	282	215	191	191	95	126		
特別法犯検挙人員		4,200	4,063	3,724	3,774	3,403	1,854	1,754	
銃刀法		26	27	24	10	10	3	11	
その他		4,174	4,036	3,700	3,764	3,393	1,851	1,743	

2 薬物に起因する事故

平成 21 年上半期中の薬物に起因する乱用死者数等（乱用死、自殺及び自傷並びに交通事故による死傷者数をいう。以下同じ。）は、20 人（前年同期比 + 6 人、+ 42.9%）と増加した。その内訳は、乱用死が 9 人（+ 3 人、+ 50.0%）、自殺が 3 人（± 0 人）、自傷が 2 人（+ 1 人、+ 100.0%）、交通事故が 6 人（+ 2 人、+ 50.0%）であった。

表1-13 薬物に起因する乱用死者数等の推移

区分	年別	平16	平17	平18	平19	平20	平20	平21
							1~6月	1~6月
合計		49	54	46	50	27	14	20
	乱用死	22	23	15	13	11	6	9
	自殺	12	11	9	5	4	3	3
	自傷	0	2	7	3	3	1	2
	交通事故	15	18	15	29	9	4	6

第4 事例

所持・使用事犯

【事例1 - 1】レイブ参加者による大麻等所持事件（1月・山梨）

富士山麓貸別荘内において開催されたレイブに参加していた風俗店店員の男（28）ら6人を大麻取締法違反（所持）等で逮捕した。

【事例1 - 2】消防署職員による覚せい剤使用事件（3月・兵庫）

覚せい剤使用の情報に基づき、捜索、採尿を実施した結果、覚せい剤使用事実が明らかになったことから、兵庫県内の消防署職員の男（37）を覚せい剤取締法違反（使用）で逮捕した。

【事例1 - 3】暴力団幹部による覚せい剤使用事件（4月・鳥取）

一般住宅に侵入した暴力団幹部の男（45）を住居侵入罪で現行犯逮捕したところ、覚せい剤使用の事実が判明したことから、覚せい剤取締法違反（使用）で再逮捕した。

【事例1 - 4】暴力団幹部による覚せい剤所持事件（4月・警視庁）

自宅マンション内に覚せい剤を隠し持っていた暴力団幹部の男（47）らを覚せい剤取締法違反（所持）で逮捕するとともに、覚せい剤約23.2グラムを押収した。

【事例1 - 5】暴力団準構成員による覚せい剤使用事件（5月・富山）

覚せい剤使用の情報に基づき捜索、採尿を実施したところ、山口組傘下組織準構成員の男（34）の覚せい剤使用事実が判明したことから、覚せい剤取締法違反（使用）で逮捕した。

【事例1 - 6】僧侶による覚せい剤使用事件（5月・大阪）

暴行事件を捜査中のところ、僧侶（36）の覚せい剤使用事実が判明したことから、覚せい剤取締法違反（使用）で逮捕した。

【事例1 - 7】暴力団組員らによる覚せい剤密売事件（6月・青森）

エクスパックを利用して覚せい剤を密売していた極東会系傘下組織組員の男（42）ら

を、覚せい剤取締法違反（譲渡・所持）で逮捕するとともに、覚せい剤計52.949グラムを押収した。

【事例 1 - 8】市役所職員の夫婦による覚せい剤所持事件（6月・愛知）

自宅等を搜索した結果、覚せい剤を隠し持っていた市役所職員の男（31）とその妻（34）を覚せい剤取締法違反（共同所持）で逮捕するとともに、覚せい剤約0.1グラムを押収した。

【事例 1 - 9】看護師の男によるケタミン等麻薬所持事件（6月・警視庁）

病院敷地内にある寮の自室において、ケタミン等を所持していた看護師の男（30）を麻薬及び向精神薬取締法違反（所持）で逮捕するとともに、ケタミン約1グラム、ゴメオ約0.3グラムを押収した。

密売事犯

【事例 1 - 10】暴力団組織による覚せい剤密売事件（1月・京都、愛知、滋賀）

暴力団員による組織的な覚せい剤密売事件において、突き上げ捜査により、会津小鉄会傘下組織の組長以下全員を検挙するとともに、同組織を壊滅させた。

【事例 1 - 11】派遣社員らによる大麻栽培・密売事件（2月・埼玉）

大麻末端乱用者からの突き上げ捜査により、大麻草を栽培していた派遣社員（24）ら4人を大麻取締法違反で逮捕し、うち2人を麻薬特例法違反（業としての譲渡）で追送致した。

【事例 1 - 12】暴力団組員らによる覚せい剤密売事件（3月・茨城）

暴力団員による組織的な覚せい剤密売事件において、松葉会傘下組織組員の男（30）ら7人を覚せい剤取締法違反（営利目的所持等）で逮捕するとともに、搜索場所からけん銃1丁、実包10個を押収した。

【事例 1 - 13】暴力団幹部らによる覚せい剤密売事件（3月・福島）

暴力団員による組織的な覚せい剤密売事件において、松葉会傘下組織幹部の男（41）

ら9人を覚せい剤取締法違反（使用、所持等）で逮捕した。

【事例1 - 14】無職の男による覚せい剤密売の麻薬特例法違反事件（4月・埼玉）

埼玉県蕨市を中心に覚せい剤を密売していた無職の男（29）を、業として規制薬物を密売した事実により、麻薬特例法違反（業としての譲渡）で追送致した。

【事例1 - 15】暴力団幹部らによる覚せい剤密売事件（4月・岡山、広島、山口）

岡山県南部を中心に覚せい剤を密売していた暴力団幹部の男（42）ら4人を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡等）で逮捕するとともに、覚せい剤約900グラムを押収した。

また、上記密売人らから覚せい剤を譲り受け、使用していた客43人を逮捕した。

【事例1 - 16】タイ人グループによる覚せい剤密売事件（4月・神奈川）

風営法違反事件を端緒に、覚せい剤密売組織員であるタイ人4人を覚せい剤取締法違反（営利目的所持等）で逮捕するとともに、覚せい剤約452.2グラムを押収した。

【事例1 - 17】暴力団組員らによる覚せい剤密売事件（5月・静岡）

静岡県中部地区において覚せい剤を密売していた稲川会傘下組織の組員2人を覚せい剤取締法違反（営利目的所持）で逮捕するとともに、覚せい剤約21グラムを押収した。

【事例1 - 18】イラン人密売グループによる覚せい剤等密売事件（5月・静岡）

静岡県東・中部地区において覚せい剤等の規制薬物を密売していたイラン人密売グループの売人2人を覚せい剤取締法違反（営利目的所持）で逮捕するとともに、覚せい剤約23グラムのほか、乾燥大麻、コカイン、MDMAなどを押収した。

また、上記密売人らから覚せい剤を譲り受け、使用していた客約20人を逮捕した。

【事例1 - 19】インターネット利用による向精神薬密売事件（6月・栃木）

インターネットを利用してリタリンを密売していたクリーニング店員の女（24）を麻薬及び向精神薬取締法違反（向精神薬有償譲渡）で逮捕するとともに、リタリン54錠を押収した。

【事例 1 - 20】暴力団組長らによる覚せい剤密売事件（6月・長野）

長野県松本市内において覚せい剤を密売していた山口組傘下組織組長（62）ら2人を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡等）で逮捕するとともに、覚せい剤約35グラムを押収した。

【事例 1 - 21】暴力団幹部らによる覚せい剤密売事件（6月・警視庁、鳥取）

インターネットや携帯電話を利用して覚せい剤等を密売していた住吉会傘下組織幹部（44）ら密売人と顧客合計25名を覚せい剤取締法違反及び大麻取締法違反などで逮捕するとともに、覚せい剤約31グラム等違法薬物のほか、けん銃1丁及び実包7個、日本刀1振を押収した。

密輸事犯

【事例 1 - 22】暴力団幹部らによる覚せい剤密輸入事件（1月・警視庁、埼玉、千葉）

中国から輸入した乾燥しいたけ入り段ボール箱に、乾燥剤を偽装した覚せい剤を隠し持っていた暴力団幹部の男（43）ら2人を覚せい剤取締法違反（営利目的所持）で逮捕するとともに、覚せい剤約1キログラムを押収した。

【事例 1 - 23】台湾人らによる覚せい剤密輸入事件（1月・北海道）

香港から航空機を利用して覚せい剤約1キログラムを密輸入した台湾人の男2人を覚せい剤取締法違反（密輸）で逮捕した。

【事例 1 - 24】中国人らによる船舶利用の覚せい剤密輸入事件

（2月・高知、大阪、警視庁）

高知県室戸岬沖に停泊した香港籍の漁船から、小型ボートを用いて、旅行カバンに隠匿した覚せい剤約120キログラムを陸揚げした中国人船長の男（47）ら9人を覚せい剤取締法違反（営利目的所持等）で逮捕した。

【事例 1 - 25】大学生らによる覚せい剤密輸入事件（2月・大阪、警視庁）

インターネットを通じて運び屋を募集して、マレーシアから大量の覚せい剤を密輸入した大学生の男（20）ら2人を覚せい剤取締法違反（密輸）で逮捕した。

【事例 1 - 26】フィリピン人の女による覚せい剤密輸入事件（3月・福岡）

マレーシアから航空機を利用して覚せい剤約 1 キロを密輸入したフィリピン人の女（34）を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕した。

【事例 1 - 27】カナダ人の男による覚せい剤密輸入事件（3月・千葉）

カナダから航空機を利用して覚せい剤約5.4キロを密輸入したカナダ人の男（23）を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕した。

【事例 1 - 28】台湾人の男による覚せい剤密輸入事件（4月・大阪）

中国から覚せい剤を両足の靴底内及び肛門に隠匿して密輸しようとした台湾人の男（44）を逮捕した。

【事例 1 - 29】メキシコ人の男 2 人による覚せい剤密輸入事件（4月・千葉）

メキシコから覚せい剤をショルダーバッグに隠匿して密輸入したメキシコ人の男 2 人を逮捕するとともに、覚せい剤約13キロを押収した。

【事例 1 - 30】中国人の男 2 人による覚せい剤密輸入事件（5月・大阪）

香港から覚せい剤を身体に巻き付けるなどして航空機に搭乗して密輸入した中国人の男（41）らを覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕するとともに、覚せい剤約 3 キロを押収した。

【事例 1 - 31】日本人の女による大麻樹脂密輸入事件（5月・愛媛）

タイから国際小包郵便を利用して大麻樹脂約 1.5 グラムを密輸入した無職の女（26）を大麻取締法違反（輸入）で逮捕した。

【事例 1 - 32】日本人男女 2 人による覚せい剤密輸入事件（6月・北海道）

ベトナムから航空機を利用して、覚せい剤をスーツケースの二重底に隠匿して密輸入した日本人の男（24）と女（25）を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕するとともに、覚せい剤約6.9キロを押収した。

その他

【事例 1 - 33】ベトナム人の男らによる大麻栽培事件（1月・千葉）

火災を端緒に、家屋内において大麻草を栽培していたベトナム人の男(33)ら3人を、大麻取締法違反（営利目的所持等）で逮捕した。

【事例 1 - 34】無職の女による薬物犯罪のあおり・唆し事件（3月・千葉）

覚せい剤を使って性行為をする相手を探すための出会い系サイトを運営し、薬物犯罪を助長したとして、無職の女（34）を麻薬特例法違反（あおり・唆し）の幫助で逮捕した。

【事例 1 - 35】自営業の男らによる大麻栽培事件（4月・大阪）

ビル一棟を大麻栽培工場として大量の大麻草を栽培、所持していた自営業の男（37）ら2人を、大麻取締法違反（栽培、所持）で逮捕するとともに、栽培中の大麻草355株、乾燥大麻約1.3キロを押収した。

【事例 1 - 36】清掃員の男によるマジックマッシュルーム栽培事件（4月・警視庁）

自宅アパートでマジックマッシュルーム約4.4グラムを栽培していた清掃員の男（30）を麻薬及び向精神薬取締法違反（麻薬原料植物栽培）で逮捕した。

【事例 1 - 37】インターネットを利用して大麻種子を販売した大麻栽培幫助事件

（4月・警視庁、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川）

サイバーパトロールを端緒に大麻種子販売者を特定し、密売サイトの運用者ら2人を大麻取締法違反（大麻栽培幫助・所持）等で逮捕した。また、大麻種子の購入者ら十数人を大麻取締法違反（栽培・所持）等で逮捕した。

【事例 1 - 38】大麻種子の購入者らによる大麻所持事件（5月・福岡）

インターネットで大麻種子を購入した者を捜査した結果、福岡県内に居住する男女13人を大麻取締法違反（所持）等で逮捕するとともに、乾燥大麻約200グラム、大麻草5株を押収した。

第2章 銃器情勢

平成21年上半期中における銃器情勢を概観すると、

- 1 銃器発砲事件の発生件数は大幅に減少し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数も大幅に減少した。また、銃器発砲事件による死傷者は横ばいで、死者はなかった。
- 2 銃器使用事件の発生は、強盗が大幅に増加したが、殺人は横ばい、その他の事件は減少した。
- 3 けん銃の押収丁数は大幅に減少し、暴力団構成員等からの押収も大幅に減少した。
- 4 けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員はわずかに減少し、暴力団構成員等の検挙人員は、横ばいであった。

などが挙げられる。

第1 銃器犯罪情勢

1 銃器発砲事件

(1) 発生状況

銃器発砲事件¹の発生件数は14件（前年同期比 - 10件、 - 41.7%）、そのうち暴力団等によるとみられるものの発生は7件（ - 13件、 - 65.0%）といずれも大幅に減少した。

平成21年上半期中は、1月に道仁会傘下組織幹部に対する殺人未遂事件（福岡）、2月には稲川会傘下組織幹部らに対する殺人未遂事件（神奈川）、6月には山口組傘下組織組員に対する殺人未遂事件（栃木）など、暴力団構成員等によるけん銃²使用の殺人未遂事件4件が発生した。その他、3月には、コンビニエンスストア従業員に対するけん銃使用の強盗殺人未遂事件（埼玉）等が発生した。

1： 「銃器発砲事件」とは、銃砲を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊等の被害が発生したものと及びそのおそれがあったものをいう（過失及び自殺を除く。）。

2： 「けん銃」とは、装薬銃砲であり、肩付けをせず、片手で保持して、照準、発射できる形態を持ち、人の殺傷に適するように造られたものをいい、金属性弾丸の発射機能を有しており、人畜に殺傷を加えるに足りる程度の威力を有しているものをいう。

また、死傷者数は10人(±0人)で横ばいであったが、死者は0人(-6人)であった。負傷者は、暴力団構成員等が5人(+3人、+150.0%)、それ以外も5人(+3人、+150.0%)と増加した。

なお、暴力団等以外の銃器発砲事件については7件(+3件)と増加した。

表2-1 銃器発砲事件数及び死傷者数

区分		年別					平20 1~6月	平21 1~6月
		平16	平17	平18	平19	平20		
発砲件数		104	76	53	65	42	24	14
	うち暴力団等	85	51	36	41	32	20	7
	うち対立抗争	19	11	0	12	3	2	0
	構成比率(%)	81.7	67.1	67.9	63.1	76.2	83.3	50.0
	うちその他・不明	19	25	17	24	10	4	7
死傷者数		38	22	19	39	19	10	10
	死者数	17	10	2	21	10	6	0
	うち暴力団構成員等	12	6	1	11	8	4	0
	構成比率(%)	70.6	60.0	50.0	52.4	80.0	66.7	0.0
	負傷者数	21	12	17	18	9	4	10
うち暴力団構成員等	9	3	7	5	4	2	5	
構成比率(%)	42.9	25.0	41.2	27.8	44.4	50.0	50.0	

注1：発砲件数に係る「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれるものを含む。

注2：「対立抗争」の欄は、対立抗争事件に起因するとみられる銃器発砲事件数を示す。

(2) 銃種別内訳

銃器発砲事件14件のうち、けん銃が使用されたのは13件と全体の92.9%を占めた。

なお、残りの1件では散弾銃が使用された。

表2-2 銃器発砲事件の銃種別内訳

区分		年別					平20 1~6月	平21 1~6月
		平16	平17	平18	平19	平20		
発砲件数		104	76	53	65	42	24	14
	けん銃	97	63	49	54	42	24	13
	獵銃等	7	13	3	11	0	0	1
	小銃等	0	0	1	0	0	0	0
	その他・不明	0	0	0	0	0	0	0

注1：「獵銃等」とは、散弾銃、ライフル銃及び空気銃をいう。

注2：「小銃等」とは、小銃、機関銃及び砲をいう。

2 銃器使用事件

(1) 銃器使用事件の認知状況

銃器使用事件の認知件数³は、152件（前年同期比+16件、+11.8%）と増加した。

罪種別では、強盗が63件（+33件、+110.0%）と大幅に増加したが、殺人は8件（±0件）で横ばい、殺人、強盗以外は81件（-17件、-17.3%）と減少した。

表2-3 銃器使用事件の認知件数

区分		年別	平16	平17	平18	平19	平20	平20	平21
								1~6月	1~6月
銃器			476	389	325	324	275	136	152
		けん銃及びけん銃様のもの ⁴	277	200	182	183	139	62	102
殺人	銃器		42	24	23	34	19	8	8
		けん銃及びけん銃様のもの	36	21	21	27	19	8	6
強盗	銃器		134	111	111	94	75	30	63
		けん銃及びけん銃様のもの	126	91	96	79	67	26	61
その他	銃器		300	254	191	196	181	98	81
不明		けん銃及びけん銃様のもの	115	88	65	77	53	28	35

注：殺人及び強盗には、未遂及び予備を含む。

3：「銃器使用事件の認知件数」とは、犯罪供用物として銃砲及び銃砲様のものを使用したものの認知件数をいう。

「銃砲」とは、銃刀法第2条第1項において定義された、「けん銃、小銃、機関銃、砲、獵銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃」をいう。

「銃砲様のもの」とは、銃砲らしきものを突き付け、見せるなどして犯行に及ぶ事件において、被害者、参考人等の供述により銃砲と推定されるものをいう。

4：「けん銃様のもの」とは、けん銃らしきものを突き付け、見せるなどして犯行に及ぶ事件において、被害者、参考人等の供述によりけん銃と推定されるものをいう。

(2) 銃器使用事件の検挙状況

銃器使用事件の検挙件数⁵は、91件（+10件、+12.3%）と増加し、また暴力団構成員等の検挙件数も25件（+2件、+8.7%）と増加した。

罪種別では、殺人が8件（+1件、+14.3%）、強盗が33件（+3件、+10.0%）、殺人、強盗以外が50件（+6件、+13.6%）といずれも増加した。

5：「銃器使用事件の検挙件数」とは、犯罪供用物として銃砲又は模造けん銃等を使用したものの検挙件数（模造けん銃等には、模擬銃器、エアソフトガン、玩具のけん銃を含む。）をいう。

暴力団構成員等の検挙件数を罪種別でみると、殺人は6件（+1件、+20.0%）
殺人、強盗以外は13件（+3件、+30.0%）と増加したが、強盗は6件（-2件、
-25.0%）と減少した。

表2-4 銃器使用事件の検挙件数

区分		年別					平20 1~6月	平21 1~6月
		平16	平17	平18	平19	平20		
検挙件数		255	198	204	203	148	81	91
暴力団等		101	67	51	77	42	23	25
検挙率(%)		53.6	50.9	62.8	62.7	53.8	59.6	59.9
殺人	検挙件数	31	19	12	19	15	7	8
	暴力団等	26	14	10	16	10	5	6
強盗	検挙件数	69	54	63	66	51	30	33
	暴力団等	30	13	14	20	15	8	6
その他・不明	検挙件数	155	125	129	118	82	44	50
	暴力団等	45	40	27	41	17	10	13

注：検挙件数には、真正けん銃、改造けん銃及び猟銃等を使用したもののほか、模造けん銃等を使用したものも含む。

検挙された銃器使用事件を銃種別でみると、模造けん銃や模擬銃器、エアソフトガン、玩具のけん銃（以下「模造けん銃等」という。）が使用された事件は、59件（+5件、+9.3%）で全体の64.8%（-1.9ポイント）であり、実際にけん銃が使用された事件の検挙件数は13件（+1件、+8.3%）で、全体の14.3%（-0.5ポイント）であった。

表2-5 検挙された銃器使用事件の銃種別内訳

区分		年別					平20 1~6月	平21 1~6月
		平16	平17	平18	平19	平20		
検挙件数		255	198	204	203	148	81	91
銃砲		102	70	73	74	48	27	32
構成比率(%)		40.0	35.4	35.8	36.5	32.4	33.3	35.2
けん銃	けん銃	77	50	33	43	25	12	13
	猟銃等	11	16	33	28	16	9	11
	小銃等	0	0	0	0	0	0	0
	その他・不明	14	4	7	3	7	6	8
模造けん銃等		153	128	131	129	100	54	59
構成比率(%)		60.0	64.6	64.2	63.5	67.6	66.7	64.8

注：「模造けん銃等」には、模擬銃器、エアソフトガン、玩具のけん銃を含む。

第2 銃器事犯取締状況

1 けん銃等の押収状況

(1) けん銃の押収状況

けん銃の押収丁数は183丁（前年同期比 - 71丁、- 28.0%）と大幅に減少し、このうち、真正けん銃は171丁（構成比率93.4%）、改造けん銃は12丁（6.6%）であった。

暴力団構成員等からの押収は68丁（- 35丁、- 34.0%）、その他・不明の押収は115丁（- 36丁、- 23.8%）といずれも大幅に減少した。

暴力団構成員等から押収したけん銃68丁の組織別内訳をみると、山口組が31丁（45.6%）、稲川会が8丁（11.8%）、住吉会が14丁（20.6%）であった。

暴力団構成員等以外から押収したけん銃（「その他・不明」で分類）のうち、真正けん銃は111丁で、そのうち、旧軍用けん銃⁶が44丁（39.6%）、実包等が発射可能なプラスチックけん銃等が7丁（6.3%）、古式銃が11丁（9.9%）であった。また、暴力団構成員等以外から押収したけん銃には、「不明」で分類されている真正けん銃18丁が含まれるが、この中には暴力団の関与を決定付ける十分な証拠がなく、被疑者が特定できていないものが含まれている。

けん銃の押収丁数の減少の要因としては、暴力団等の犯罪組織が違法銃器の隠匿、密輸、密売等の方法を巧妙化させていることや、組織防衛の強化に伴う情報入手の困難化などが挙げられる。

表2-6 けん銃の押収状況

区分	年別	平16	平17	平18	平19	平20	平20	平21
							1~6月	1~6月
押収丁数		601	489	458	548	492	254	183
暴力団構成員等		309	243	204	231	166	103	68
構成比率 (%)		51.4	49.7	44.5	42.2	33.7	40.6	37.2
(組織別)	山口組	142	121	103	83	84	56	31
	同上比率 (%)	46.0	49.8	50.5	35.9	50.6	54.4	45.6
	稲川会	33	24	45	25	22	14	8
	同上比率 (%)	10.7	9.9	22.1	10.8	13.3	13.6	11.8
	住吉会	47	17	24	24	23	10	14
	同上比率 (%)	15.2	7.0	11.8	10.4	13.9	9.7	20.6
	その他	87	81	32	99	37	23	15
	同上比率 (%)	28.2	33.3	15.7	42.9	22.3	22.3	22.1
その他・不明		292	246	254	317	326	151	115
構成比率 (%)		48.6	50.3	55.5	57.8	66.3	59.4	62.8

6： 「旧軍用けん銃」とは、けん銃の型式や発見時の状況等から、戦前・戦中に旧日本軍等から支給されていたものを終戦後も放置していた旧式けん銃をいう。主な銃種としては、日本製の南部14年式やベルギー製のブローニング等があり、外国製のもは概ね100年前の型式のものが多い。

(2) 銃種別押収状況

押収した真正けん銃 171 丁を製造国別でみると、アメリカ製が 47 丁 (27.5%) で最も多く、次いで日本製が 36 丁 (21.1%)、中国製が 11 丁 (6.4%)、ベルギー製が 10 丁 (5.8%)、ドイツ製が 10 丁 (5.8%) であった。

なお、日本製の 36 丁のうち、旧軍用けん銃が 16 丁、プラスチックけん銃が 8 丁、日本国内での密造けん銃が 1 丁であった。

表2-7 押収けん銃の真正・改造別内訳

区分		年別	平16	平17	平18	平19	平20	平20 1~6月	平21 1~6月
押収丁数			601	489	458	548	492	254	183
真正けん銃			527	440	407	513	464	239	171
構成比率 (%)			87.7	90.0	88.9	93.6	94.3	94.1	93.4
(製造国別)	アメリカ		160	126	107	153	130	76	47
	中国		22	34	19	31	19	11	11
	フィリピン		35	30	41	21	25	12	9
	ロシア(旧ソ連)		53	38	21	26	22	15	7
	ブラジル		16	22	15	19	17	9	9
	ベルギー		26	40	32	32	52	26	10
	イタリア		19	13	11	22	5	4	2
	ドイツ		28	19	13	21	27	12	10
	スペイン		8	9	6	12	8	1	4
	日本		56	59	68	64	95	35	36
	その他		19	12	5	20	4	8	0
不明		85	38	69	92	60	30	26	
改造けん銃			74	49	51	35	28	15	12
構成比率 (%)			12.3	10.0	11.1	6.4	5.7	5.9	6.6

注1: 「真正けん銃」とは、けん銃機能(金属性弾丸を発射する機能)を有する目的で製造されたものをいう。

また、銃種別にみると、S & Wが 14 丁 (8.2%)、ブローニングが 9 丁 (5.3%)、トカレフ型が 9 丁 (5.3%)、マカロフ型が 7 丁 (4.1%) と続き、他はパルティックやロッシなどであった。

表2-8 押収した真正けん銃の銃種別内訳

区分		年別	平16	平17	平18	平19	平20	平20 1~6月	平21 1~6月
真正けん銃の押収丁数			527	440	407	513	464	239	171
トカレフ型	主に中国製		29	29	16	26	26	19	9
S & W	主にアメリカ製		53	38	38	53	50	31	14
パルティック	フィリピン製		22	15	29	13	16	9	3
ブローニング	ベルギー製		22	33	29	29	39	23	9
マカロフ型	主にロシア製		57	40	22	27	27	14	7
ロッシ	ブラジル製		7	6	3	7	8	5	2
その他			337	279	270	358	298	138	127

7: 「密造けん銃」とは、けん銃機能(金属性弾丸を発射する機能)を有する目的で銃器製造メーカー以外の者が許可なく製造したものをいう。統計上は、「真正けん銃」に含まれる。

(3) 自首減免の対象となったけん銃の押収状況

押収したけん銃 183 丁のうち、自首減免の対象となったものは 22 丁（ - 2 丁、
- 8.3% ）で全体の 12.0% であった。

なお、自首減免の対象となったけん銃のうち、暴力団構成員等の提出に係るもの
は 13 丁（ - 5 丁、 - 27.8% ）で、対象となったけん銃に占める割合は 59.1%（ -
15.9 ポイント ）と減少した。

表2-9 自首減免対象となったけん銃の押収状況

区分		年別					平20	平21
		平16	平17	平18	平19	平20	1~6月	1~6月
押収丁数		601	489	458	548	492	254	183
自首		69	60	48	29	37	24	22
構成比率(%)		11.5	12.3	10.5	5.3	7.5	9.4	12.0
暴力団構成員等		57	50	32	20	24	18	13
構成比率(%)		82.6	83.3	66.7	69.0	64.9	75.0	59.1

(4) 小銃等の押収状況

小銃等（小銃、機関銃及び砲）の押収丁数は 3 丁（ - 7 丁、 - 70.0% ）で、その
内訳は、小銃 2 丁、機関銃 1 丁であった。

なお、暴力団構成員等に係るものはなかった。

表2-10 小銃等の押収状況

区分		年別					平20	平21
		平16	平17	平18	平19	平20	1~6月	1~6月
押収丁数		6	6	12	17	18	10	3
暴力団構成員等		0	1	3	2	1	0	0
構成比率(%)		0.0	16.7	25.0	11.8	5.6	0.0	0.0

(5) インターネットを利用して取引されたけん銃の押収状況

インターネットを利用して取引されたけん銃の押収丁数は 6 丁（ - 13 丁、
- 68.4% ）であった。その全てが国内で製造されたプラスチックけん銃であった。

なお、暴力団構成員等に係るものはなかった。

表2-11 インターネットを利用して取引されたけん銃の押収状況

区分		年別					平20	平21
		平16	平17	平18	平19	平20	1~6月	1~6月
押収丁数		55	35	28	24	37	19	6
暴力団構成員等		4	6	0	0	2	2	0
構成比率(%)		7.3	17.1	0.0	0.0	5.4	10.5	0.0

2 けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況

検挙した銃刀法違反事件のうち、けん銃及びけん銃部品に係る検挙件数は 112 件（前年同期比 - 6 件、 - 5.1%）とわずかに減少し、検挙人員も 105 人（ - 6 人、 - 5.4%）とわずかに減少した。このうち、暴力団構成員等が関与する事件の検挙件数は 64 件（ - 5 件、 - 7.2%）と減少したが、検挙人員は 68 人（ + 1 人、 + 1.5%）と増加した。

暴力団構成員等の検挙人員を組織別内訳でみると、山口組が 21 人（構成比率 30.9%）、稲川会が 11 人（16.2%）、住吉会が 21 人（30.9%）で、これら主要三団体で全体の 77.9%を占めている。組織別検挙人員の増減は、稲川会（ + 5 人、 + 83.3%）、住吉会（ + 17 人、 + 425.0%）は増加し、山口組（ - 15 人、 - 41.7%）、その他（ - 6 人、 - 28.6%）は減少した。

表2-12 けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況

年別		平16	平17	平18	平19	平20	平20 1~6月	平21 1~6月
区分								
検挙件数		390	287	265	240	250	118	112
	暴力団等	254	180	160	136	143	69	64
	構成比率(%)	65.1	62.7	60.4	56.7	57.2	58.5	57.1
検挙人員		360	245	289	241	234	111	105
	暴力団構成員等	240	157	191	150	143	67	68
	構成比率(%)	66.7	64.1	66.1	62.2	61.1	60.4	64.8

年別		平16	平17	平18	平19	平20	平20 1~6月	平21 1~6月
区分								
検挙件数		254	180	160	136	143	69	64
	山口組	117	82	82	76	68	34	25
	構成比率(%)	46.1	45.6	51.3	55.9	47.6	49.3	39.1
	稲川会	32	20	16	17	17	8	8
	構成比率(%)	12.6	11.1	10.0	12.5	11.9	11.6	12.5
	住吉会	44	19	25	17	14	6	18
	構成比率(%)	17.3	10.6	15.6	12.5	9.8	8.7	28.1
	その他	61	59	37	26	44	21	13
	構成比率(%)	24.0	32.8	23.1	19.1	30.8	30.4	20.3
検挙人員		240	157	191	150	143	67	68
	山口組	110	77	112	79	78	36	21
	構成比率(%)	45.8	49.0	58.6	52.7	54.5	53.7	30.9
	稲川会	28	18	24	28	16	6	11
	構成比率(%)	11.7	11.5	12.6	18.7	11.2	9.0	16.2
	住吉会	26	19	22	18	12	4	21
	構成比率(%)	10.8	12.1	11.5	12.0	8.4	6.0	30.9
	その他	76	43	33	25	37	21	15
	構成比率(%)	31.7	27.4	17.3	16.7	25.9	31.3	22.1

3 武器庫事件の摘発状況

武器庫事件（暴力団等の犯罪組織の組織管理に係る3丁以上のけん銃押収事件をいう。）の摘発は1件（前年同期比 - 1件、 - 50.0%）で、4丁（ - 4丁、 - 50.0%）を押収した。

表2-13 武器庫事件の摘発状況

区分	年別					平20 1~6月	平21 1~6月
	平16	平17	平18	平19	平20		
検挙件数	11	11	7	12	5	2	1
押収丁数	49	56	36	84	22	8	4
平均押収丁数	4.5	5.1	5.1	7.0	4.4	4.0	4.0

4 密輸入事件の摘発状況

密輸入事件の摘発状況は、検挙件数2件（前年同期比+2件）、検挙人員2人（+2人）であった。このうち、けん銃の密輸入事件の摘発はなく、けん銃部品が1件、1人、実包が1件、1人であった。

なお、仕出地は、けん銃部品がアメリカ、実包がニュージーランドであった。

表2-14 けん銃等密輸入事件の摘発状況

区分	年別					平20 1~6月	平21 1~6月
	平16	平17	平18	平19	平20		
検挙件数	4	3	6	6	3	0	2
暴力団等	0	1	2	0	0	0	0
構成比率(%)	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
けん銃密輸入事件	3	2	2	3	1	0	0
構成比率(%)	75.0	66.7	33.3	50.0	33.3	0.0	0.0
検挙人員	5	5	14	7	3	0	2
暴力団構成員等	0	1	6	0	0	0	0
構成比率(%)	0.0	20.0	42.9	0.0	0.0	0.0	0.0
けん銃密輸入事件	4	4	8	4	1	0	0
構成比率(%)	80.0	80.0	57.1	57.1	33.3	0.0	0.0
けん銃押収丁数	4	4	12	3	1	0	0
暴力団構成員等	0	3	11	0	0	0	0
構成比率(%)	0.0	75.0	91.7	0.0	0.0	0.0	0.0

注：検挙件数及び検挙人員には、けん銃密輸入事件（予備を含む。）のほか、けん銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。

第3 事例

発砲事件

【事例2 - 1】トラック運転手によるけん銃使用の殺人未遂事件（1月・栃木）

栃木県足利市内の駐車場において、被害者の女性が降車した際、待ち伏せしていた男にけん銃で胸部等を撃たれて負傷した。

【事例2 - 2】道仁会傘下組織組長に対するけん銃使用の殺人未遂事件（1月・福岡）

福岡県柳川市内の飲食店内において食事中のところ、道仁会系傘下組織の組長が、何者かにけん銃で胸部等を撃たれて負傷した。

【事例2 - 3】解体業者に対するけん銃使用の器物損壊事件（2月・警視庁）

東京都江東区内において、解体業者所有の車両に対し、住吉会傘下組織幹部らがけん銃数発を撃って、駐車中の車両を損壊した。

【事例2 - 4】稲川会傘下組織組員に対するけん銃使用の殺人未遂事件（2月・神奈川）

神奈川県小田原市内の路上において、稲川会傘下組織の組員が、山口組傘下組織組員にけん銃で右胸部を撃たれて負傷した。

【事例2 - 5】元山口組傘下組織幹部によるけん銃使用の殺人未遂事件（3月・大阪）

大阪市西淀川区内の喫茶店前の路上において、被害者が、元山口組傘下組織幹部にけん銃で後頭部を撃たれて負傷した。

【事例2 - 6】コンビニエンスストアにおけるけん銃使用の強盗事件（3月・埼玉）

埼玉県秩父市内のコンビニエンスストアにおいて、けん銃使用の強盗事件が発生したところ、被疑者と店員が揉み合いとなり、店員が被疑者に左大腿部を撃たれて負傷した。

【事例2 - 7】元山口組傘下組織幹部らに対するけん銃使用の殺人未遂事件（6月・栃木）

栃木県那須烏山市内の民家において、金銭上のトラブルから元山口組傘下組織幹部が、山口組傘下組織幹部らにけん銃で腹部等を撃たれて負傷した。

【事例2 - 8】稲川会傘下組織事務所に対するけん銃発砲事件（6月・宮城）

宮城県内の稲川会傘下組織の事務所に対し、何者かがけん銃数発を撃って、窓ガラス等を損壊した。

けん銃所持事件

【事例 2 - 9】稲川会傘下組織幹部らによるけん銃所持事件（1月・警視庁、愛知、静岡）

暴力団幹部のけん銃所持情報により捜索を実施したところ、覚せい剤やけん銃実包を発見押収した。その後、関係先からけん銃1丁を発見押収するとともに、組織的な関与を立証して、同組織総長以下5人を銃刀法違反（けん銃所持）で逮捕した。

【事例 2 - 10】山口組傘下組織周辺者によるけん銃所持事件（2月・兵庫）

暴力団周辺者のけん銃所持情報を入手し、隠匿場所など関係者、関係先を綿密に捜査した結果、知人女性宅から改造けん銃1丁を発見押収し、暴力団周辺者を銃刀法違反（けん銃所持）で逮捕した。

【事例 2 - 11】松葉会傘下組織組長らによるけん銃加重所持事件（2月・茨城）

暴力団組長のけん銃所持情報を入手し、関係先を一斉捜索したところ、同組織周辺者居宅内から改造けん銃1丁と実包75個を発見押収した。捜査の結果、同組長の関与が認められたため、同人らを銃刀法違反（けん銃加重所持）で逮捕した。

【事例 2 - 12】住吉会傘下組織によるけん銃加重所持事件（2月・埼玉）

強盗及び立てこもり事件に使用されたけん銃の突上げ捜査を実施したところ、犯行前に暴力団幹部から有償で譲り受けていた事実が判明したことから、同幹部を銃刀法違反で逮捕した。さらに、有償譲渡したけん銃については、組織管理されていたけん銃であることが明らかになったことから、同組織の組長以下9人を銃刀法違反（けん銃加重所持）で逮捕して、同組織を壊滅させた。

【事例 2 - 13】カメラマンによる手製けん銃所持事件（2月・愛知）

窃盗事件で逮捕したカメラマンの使用車両内から手製単発式けん銃1丁と実包11個を発見押収し、銃刀法違反（けん銃加重所持）で再逮捕した。また、自宅内から改造けん銃と実包503個を発見押収した。

【事例 2 - 14】山口組傘下組織周辺者によるけん銃加重所持事件（3月・岩手）

インターネットを利用して覚せい剤等の密売をしていた暴力団周辺者の居宅を捜査したところ、居宅内からけん銃1丁と実包20個を発見したので、同人を銃刀法違反（けん銃所持）で逮捕した。

【事例 2 - 15】山口組傘下組織組員によるけん銃所持事件（4月・大阪）

別事件で暴力団組員を逮捕し、潜伏先の捜索をしたところ、同所から、けん銃2丁と実包189個を発見押収した。その後、同人を銃刀法違反（けん銃加重所持）で再逮捕した。

【事例2 - 16】住吉会傘下組織幹部らによるけん銃加重所持事件（4月・山形）

暴力団幹部のけん銃所持情報を入手し、関係先の一斉捜索をしたところ、関係者が使用する物置内からけん銃1丁と実包6個を発見し、暴力団幹部ら3人を銃刀法違反（けん銃加重所持）で逮捕した。

【事例2 - 17】松葉会傘下組織組員らによるけん銃加重所持事件（5月・群馬）

暴力団組織にかかるけん銃隠匿情報を入手し、関係先の一斉捜索をしたところ、関係者が出入りしている自動車整備工場の廃車内から、けん銃2丁と実包16個を発見押収し、隠匿者と保管を依頼した暴力団組員ら3人を銃刀法違反（けん銃所持）で逮捕した。

【事例2 - 18】松葉会傘下組織組員によるけん銃加重所持事件（5月・千葉）

暴力団組員のけん銃所持情報を入手し、関係先を一斉捜索したところ、関係者の立ち回り先であるアパート居室内からけん銃1丁と実包15個を発見し、同人を銃刀法違反（けん銃加重所持）で逮捕した。

【事例2 - 19】山口組傘下組織幹部によるけん銃加重所持事件（6月・警視庁、宮城）

暴力団幹部のけん銃所持情報により、関係先を一斉捜索したところ、同幹部居宅内からけん銃1丁と実包6個を発見し同人を銃刀法違反（けん銃加重所持）で逮捕した。

武器庫事件

【事例2 - 20】住吉会傘下組織幹部らによるけん銃所持事件（3月・茨城、栃木、警視庁）

暴力団幹部のけん銃所持情報を入手し、捜索を実施したところ、けん銃1丁と大量の覚せい剤を発見したので、同人を逮捕した。さらに、組織の関係先を捜索したところ、マンションの一室からけん銃3丁と実包32個及び大量の覚せい剤を発見押収するとともに、組織関係者を銃刀法違反（けん銃所持）等で逮捕した。

密輸事件

【事例2 - 21】けん銃マニアによる航空小包郵便を利用した銃身密輸入事件（1月・警視庁）

アメリカからの航空小包郵便内に自動式けん銃の銃身1個が隠匿されていたことが

ら、名宛人を捜査したところ、銃器販売会社から密輸入したことが判明し、同人を銃刀法違反（けん銃部品密輸入）で逮捕した。

【事例 2 - 22】元留学生によるけん銃実包密輸入事件（1月・岐阜）

留学先のニュージーランドから配送した荷物の中に、けん銃実包 2 個を隠匿して密輸入したことで、同人を銃刀法違反（けん銃実包密輸入）で逮捕した。